

不動産所得については、不動産所得を生ずべき事業と、事業以外の業務とに区分され、不動産所得を生ずべき事業では、事業所得と同様の資産損失、貸倒損失、専従者給与の必要経費算入や、65万円の青色申告特別控除等を認めることとされているが、事業以外の業務については、これらの控除等が認められていない。

小規模事業者の行う不動産の貸付けについては、その規模の大小に関わらず、すべて事業として行われているものとすることを要望する。